

## 我孫子市帯状疱疹予防接種費用助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、<sup>ほうしん</sup>帯状疱疹の発症及び重症化の予防を図ることを目的として、帯状疱疹ワクチンの接種（以下「予防接種」という。）を促進するに当たり、予防接種を受ける者等の経済的負担を軽減するため、その費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象ワクチンの種類)

第2条 助成の対象となるワクチンの種類は、乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチンのいずれか一方のみとする。

### (助成の要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する予防接種に係る費用（以下「予防接種費用」という。）を助成する。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 予防接種を受ける者又は受けた者（以下これらを「被接種者」という。）が、予防接種の接種日（以下単に「接種日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 被接種者が接種日において、50歳以上であること。
- (3) 国内の医療機関で受けること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、接種1回につき乾燥弱毒生水痘ワクチンは2,000円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは5,000円とする。ただし、被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合は、接種1回につき乾燥弱毒生水痘ワクチンは4,000円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは10,000円とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）  
による支援給付受給世帯に属する者

- 2 前項の規定にかかわらず、予防接種費用の額（被接種者が加入している健康保険組合等から予防接種費用について助成を受けた場合は、当該予防接種費用の額から当該助成を受けた額を控除した額とする。以下この項において同じ。）が、前項に規定する助成金の額に満たない場合は、当該予防接種費用の額を助成金の額とする。

（助成回数）

第5条 助成の対象となる予防接種の回数は、被接種者1人につき乾燥弱毒生水痘ワクチンは1回、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは2回を限度とする。

（予防接種の実施方法及び助成方法）

第6条 予防接種は、市と委託契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）において個別に実施するものとする。

- 2 この要綱に基づく助成を受けようとするときは、被接種者が予防接種を受ける際に、契約医療機関の窓口で帯状疱疹予防接種予診票を提出するものとする。ただし、被接種者が第4条第1項第1号に該当する場合は休日・夜間等医療受給証を、同項第2号に該当する場合は本人確認証を提示しなければならない。

- 3 契約医療機関において被接種者が予防接種を受けたときは、予防接種費用の額から第4条に規定する助成金の額を控除した額を当該契約医療機関に支払うものとし、市は当該被接種者に交付すべき助成金の額に相当する額を当該契約医療機関に支払うものとする。

- 4 前項の規定により市が支払を行ったときは、当該被接種者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（契約医療機関以外で接種した場合の助成金の申請等）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、被接種者が契約医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた場合であって、当該被接種者又はその親族が当該予防接種費用を負担したときは、当該被接種者又はその親族に対し、助成金を交付することができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、我孫子市帯状疱疹予防接種費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認できる場合は、これを省略することができる。

（1） 接種日及び接種したワクチンの種類が確認できる書類

（2） 予防接種費用の額が分かる領収書

（3） 被接種者が第4条第1項第1号に該当する場合は休日・夜間等医療受給証の写し、同項第2号に該当する場合は本人確認証の写し

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市帯状疱疹予防接種費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、我孫子市帯状疱疹予防接種費用助成金請求書（様式第3号）により、市長に請求しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取り消し、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、予防接種費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後に受けた予防接種に

について適用する。